

5 歳児健康診査について

1 概要

5 歳児（年中児）は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼすとされている。こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うための健康診査を実施するよう、こども家庭庁は各自治体に対し、数年以内の 5 歳児健康診査（以下「5 歳児健診」という。）の実施を求めている。

本市においても、5 歳児健診の実施に向けて、有識者や関係機関等の意見を伺い、実施方法及び内容等を検討する。

別添 1 参照

2 実施内容

（1）健康診査の種類

一般健康診査とする。

一般健康診査とは、（4）の項目等の確認に加え、支援が必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施する。

（2）健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等。

（3）実施対象者

実施年度に満 5 歳になる幼児（標準的には、4 歳 6 か月から 5 歳 6 か月となる幼児を対象とする。）

（4）項目等

ア 身体発育状況、イ 栄養状態、ウ 精神発達の状況、エ 言語障害の有無、
オ 育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）、カ その他の疾病及び異常の有無

（5）その他

こども家庭庁が示す「5 歳児健診の問診票」及び「健診診査票」を参考とする。

別添 2 参照

3 実施方式

（1）集団方式

市町村保健センター等において、集団健康診査として実施する。

※原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査。

※今後 2～3 年を目処に、対象となる幼児全てに 5 歳児健診を実施する体制を構築することを前提に、当面の間は、事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発

達等に課題のある幼児を対象に健診を実施することも差し支えないとしている（ピックアップ方式による集団健診）。

(2) 巡回方式

医師、保健師、心理専門職などが保育所等を訪問して実施する。

(3) 園医方式

保育所等における園医が行う定期健康診断を5歳児健診として実施する。

※保育士等や保健師、心理専門職などが園児の集団行動の場面を観察し、園医がその結果の報告を受けて、健診を実施することで差し支えないとしている。

(4) 個別方式

医療機関に委託して個別健診として実施する。

4 健診当日の流れ（集団方式イメージ）

(1) 対象者へ案内、保護者による問診票の回答

(2) 事前カンファレンス

これまでの経過、(乳幼児健診の情報（基礎疾患、障害・発達等）など)、環境の変化（家族の状況、保育所等の利用状況）をスタッフ間で共有する。

(3) 問診

問診票の気になる点や記入漏れ等（こども自身が感じている困り感、保護者の支援ニーズ）を確認する。

(4) 計測

身長、体重計測

(5) 診察

医師の診察

(6) 保健指導及び専門相談

ア 個別指導 問診や診察結果に基づいた保健指導、育児相談

イ 集団指導 生活習慣に関する保健指導

ウ 専門相談 希望者へ栄養相談、心理相談、療育相談、教育相談等

(7) 健診後カンファレンス

こどもや保護者に関する健康課題を整理し、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点から支援の必要性を判断し、支援対象者の選定、支援方針を策定する。

5 地域のフォローアップ体制等の整備

(1) 市町村に求められる役割

ア 5歳児健診の実施体制の整備

イ 就学前までに必要な支援につなげられることができるようフォローアップ体制の整備

ウ 児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化

(2) 医療機関や医療関係団体に求められる役割

ア 5歳児健診への協力

(3) 保育所等に求められる役割

ア 5歳児健診への情報共有

イ 5歳児健診で発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもや保護者への対応

ウ 5歳児健診及びその後のフォローアップに係る情報を踏まえた個別支援

(4) 教育委員会等に求められる役割

ア 5歳児健診の結果の活用

イ 5歳児健診及びその後のフォローアップに係る情報を踏まえた個別教育支援

別添 3 参照

6 今後のスケジュール（案）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討委員会	○ <u>方針の決定（8月）</u> ○ 健診後フォロー体制の検討、整備 ○ 実施準備に向けた実施方法、課題の検討	○ <u>実施準備</u> ○ 健診後フォロー体制の検討、整備 ○ 通常実施に向けた実施方法、課題の検討	○ <u>通常実施</u> ○ 健診後フォロー体制の整備 ○ 通常実施後の課題の検討
関係機関等	○ 医師会と協議 ○ 各関係課・関係機関等との調整	○ 医師会との調整 ○ 各関係課・関係機関等との調整	○ 医師会との調整 ○ 各関係課・関係機関等との調整

7 愛知県内の実施状況

(1) 実施済み

高浜市（平成23年度～）、蟹江町（平成21年度～）

(2) 令和7年度から実施予定

小牧市、半田市、武豊町

※保健センターによる集団健診を実施している。半田市はピックアップ方式による集団健診を実施。

【引用・参考】

- ・ 5歳児健康診査マニュアル
- ・ 母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」令和5年12月28日付こども家庭庁
- ・ 「1月児及び5歳児健康診査支援事業について」令和5年12月28日付こども家庭庁
- ・ 「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」令和6年3月29日こども家庭庁等
- ・ 「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に関わるQ&Aについて」一部改正令和6年9月6日こども家庭庁
- ・ 「5歳児健康診査の事例の周知について」令和6年9月6日こども家庭庁